平成 19 年 4月 1日作成 平成 22 年 10 月 18 日改正 令和 6年 5月 1日改正

(趣旨)

第1条 この基準は、国立市市税賦課徴収条例(昭和29年条例第5号。以下「条例」という。)第43条の4の規定による市民税の減免並びに森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律(平成31年法律第3号。以下「森林環境税法」という。)第11条による森林環境税の減免について、必要な事項を定めるものとする。

(減免の意義)

第2条 減免は、その利用し得る資産、能力、その他あらゆるものの活用を図り、徴収猶予、納期限の延長等によっても、なお納税が困難であると客観的に認められる担税力の薄弱である納税義務者又はその相続人として納税 義務を負う者の税負担を軽減する措置である。その取り扱いについては、一律に減免することは適当でなく、納税義務者個々の実情に応じ適宜減免するものとする。

(減免対象税額の範囲)

第3条 条例第43条の4第1項に規定する市民税の減免は、同条第2項に定める申請があったもので、第1項各号に掲げる減免事由のいずれかに該当するものに対して課する当該減免事由に該当することとなった日(以下「減免事由該当日」という)の属する年度の市民税のうち、減免事由該当日以後に納期限の到来する納期分の税額(特別徴収の方法により徴収する市民税にあっては、減免事由該当日の属する月の翌月分以後の税額)について行うものとする。なお、同条第2項ただし書き「市民税を減免する必要があると認める場合」とは、納税義務者又はその相続人が災害等により被害を受けている、あるいは長期の入院や疾病などにより申請を行うことが難しいと判断される場合をいう。

(減免基準)

- 第4条 条例第43条の4第1項第2号に規定する学生及び生徒とは、当該年度の賦課期日において、所得税法(昭和40年法律第33号)第2条第1項第32号に規定する勤労学生であるものとする。
- 2 条例第43条の4第1項第3号に規定する法人市民税の減免に係る対象要件、添付書類及び減免割合は、別表第 1に定めるところによる。
- 3 条例第43条の4第1項第4号、第5号及び第6号に規定する市民税並びに森林環境税法第11条第1号及び第3号に規定する森林環境税の減免に係る対象要件、添付書類及び減免割合は、別表第2に定めるところによる。

(減免の取り消し)

- 第5条 市長は、市民税及び森林環境税の減免を受けた者が虚偽の申請その他不正があった場合は、市民税及び森 林環境税の減免を取り消すことができる。
- 2 減免の決定を受けている法人等が収益事業を行うときは、法人市民税の均等割の免除を取り消すとともに、均 等割額及び法人税割額を課税する。

(都民税の取扱い)

第6条 個人の都民税についても、地方税法(昭和25年法律第226号)第45条の規定により、市民税に準じて免するものとする。

(雑則)

第7条 条例又はこの基準に定めるもののほか、市長が特別の事由があると認めるときは、その都度定めるものと する。

別表第1

減免の対象	添付書類	減免割合
公益社団法人及び公益財団法人	公益社団法人及び公益財団法人に該当	均等割額の全部
	することを証する書類	
地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 260 条の 2	地方自治法第 260 条の 2 第7項に規定	ただし、法人税法(昭和
第7項に規定する認可地縁団体	する認可地縁団体に該当することを証す	40年法律第34号)第2条
	る書類	第 13 号の収益事業を営
政党交付金の交付を受ける政党等に対する法人格	政党交付金の交付を受ける政党等に対	み収益があった場合は、
の付与に関する法律(平成6年法律第106号)第7	する法人格の付与に関する法律第7条	減免しない。
条の2第1項に規定する法人である政党等	の2第1項に規定する法人である政党等	
	に該当することを証する書類	
特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第2	•特定非営利活動促進法第 2 条第 2 項	
条第2項に規定する特定非営利活動法人	の特定非営利活動法人に該当すること	
	を証する書類	
	・特定非営利活動促進法第 28 条の規定	
	に基づいて作成された事業報告書等の	
	写し	

別表第2

減免の対象	減免割合	添付書類
WVF2 * * * * * * * * * * * * * * * * * * *		
(1)賦課期日後において、生計を一にする納税義務者が死亡	死亡した納税義務者	・収入状況及び相続財産に関する
したことにより生活が著しく困窮していると認められるもので、	に係る税額の全部	明細書又は証明書
当該死亡した納税義務者の前年の地方税法第 292 条第 1 項	(納期限が到来したも	・診断書又は病状を証するもの
第13号に規定する合計所得金額が500万円以下であり、かつ	のを除く。)	•医療費領収書
納税義務者の預貯金が、生活保護基準年額以下であり、かつ		・取引のある預貯金通帳など
減免事由該当日の属する年に当該死亡した納税義務者及び		・住宅の賃貸借契約書及び賃貸
その家族が受けるべき収入金額から葬儀費用、医療費用を控		料の払込が確認できるもの
除した後の金額が、生活保護基準年額以下のものに対して		・その他必要と認める書類
は、減免する。		
(2)失職、退職、休職、廃業などにより収入が減少したため、	税額の全部	
生活が著しく困窮していると認められるもので、疾病により労	(納期限が到来したも	
働をする能力を失い、職業に就くことができない状態にあり、	のを除く。)	
前年の合計所得金額が 500 万円以下で、かつ納税義務者及		
びその家族の預貯金が、生活保護基準年額以下であり、かつ		
減免事由該当日の属する年に、当該納税義務者及びその家		
族が受けるべき収入額から医療費用を控除した後の金額が、		
生活保護基準年額以下であるものに対しては、減免する。		
(3)賦課期日後において生活保護法の規定による保護を受け	税額の全部	•生活保護受給証明書
ることとなったもの	(納期限が到来したも	

	のを除く。)	
(4)条例第43条の4第6号に該当し、かつ、森林環境税及び	税額の全部	•罹災証明書
森林環境譲与税に関する法律施行令第5条又は第7条第2号	(納期限が到来したも	・損害金額が分かる書類
に該当するもの	のを除く。)	・災害により死亡したことを証する
		書類
		・障害の原因が分かる書類

備考

- 1. 生活保護基準年額とは、生活保護法の規定による保護の基準(昭和 38 年厚生省告示第 158 号)の規定に基づく生活扶助費第1類及び第2類の基準月額と住宅扶助特別基準月額、教育扶助基準月額の合計額に12(月)を乗じて得た額とする。
- 2. 生活保護基準額表は、減免申請のあった当該年度の基準額表(級地区分1級地-1)を用いるものとする。
- 3. 収入金額は、当該年度の初日の属する年の1月1日以後の1年間の合計額及び見込額とし、死亡給付金(退職金)、生命保険金、雇用保険金、補償金、休職給付金、給料、恩給、各種年金、年金扶助料、その他の収入の合計額をいう。
- 4. 医療費は、減免申請以前1年間において医療費用として支払った金額(支払いが証明できるものに限る。)で、保険金などにより補てんされる金額を除いたものとする。
- 5. 葬儀費用は、死亡した納税義務者の葬儀費用で、香典料を控除した金額とする。